

1. 本証券口座開設をしたお客さまが、スマートプラス社の証券取引約款等に基づき、金融商品の売却を希望するときや配当金を受付けた場合は、スマートプラス社は、本アプリに設定したお客さまのセブン銀行口座へ売却により取得した資金を払込みします。
2. 前項の資金の払込みことにより行う金融商品の売却の時期、売却金額等の諸条件については、証券取引約款等の定めるところによります。払込時にはセブン銀行口座のご利用明細に「振込 力) スマートプラス」と表示されます。

第5条（機種変更等の取扱い）

1. お客さまは、機種変更等により、本アプリを利用する端末を変更する場合は、「My セブン銀行利用規定」に従い、新しい端末で本アプリの初期設定を再度実施いただきます。
2. 前項の本アプリの初期設定が完了した後、お客さまは本アプリより本証券口座の開設時に利用したメールアドレスおよびログインパスワード（別途スマートプラス社にて変更の届出を実施した場合は変更後のメールアドレスおよびログインパスワード）をスマートプラス社に送信します。
3. 前項において、スマートプラス社が保有するメールアドレスおよびログインパスワードと一致した場合、当社はお客さまが本サービスを利用するものとして取扱います。

第6条（利用料金等）

お客さまとスマートプラス社との間の金融商品取引に際しては、別途同社への手数料等の諸費用の支払いが必要な場合がございます。

第7条（権利関係）

本サービスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、当社およびスマートプラス社その他権利を有する第三者に帰属します。

第8条（禁止事項）

お客さまは、次に掲げる事項のいずれもしてはならないものとします。

- (1) 第三者に本サービスを使用させること
- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、または第三者が受信可能な状態に置くこと
- (3) 通常の利用の範囲を超えて、当社またはスマートプラス社のシステムもしくはネットワークまたはそれらに接続されるシステムもしくはネットワークに過度な負担をかけもしくはそれを助長すること、その他当社またはスマートプラス社の業務運営・サービス提供を妨害し、またはそれらに支障をきたすこと
- (4) 当社、スマートプラス社もしくは第三者に不利益を与え、またはこれらの営業を妨害すること（アプリまたはシステム等に対する不正アクセス、有害なプログラムを送信することを含みます。）
- (5) 本サービスを第三者に対し有償、無償問わず、配布、再使用許諾その他の方法で使用させ、または再使用許諾権の設定もしくは担保に供する行為をすること
- (6) 上記各号のほか、当社またはスマートプラス社の知的財産権を含む法的権利を侵害する行為またはそ

れらのおそれのある行為をすること

(7) 本サービスを利用する地位または権利もしくは義務の全部または一部を、第三者に譲渡、賃貸、質入れ、担保設定その他の処分をすること

(8) 上記各号のほか、金融商品取引法その他関連法令等もしくは本規定に違反すること、または公序良俗に反することもしくはそれらのおそれのあること

(9) その他本サービスの運営において当社が不適当と合理的に判断し、かつ、当社が禁止する旨をお客さまに通知しまたは公表したこと

第9条（停止等）

お客さまは本サービスおよび本アプリ、システム等の保守、更新等のため、当社が本サービスの全部または一部を停止することがあることを予め異議なく承諾します。なお、緊急時の停止を除き、当社は本サービスの停止につき、事前に当社所定の方法によりお知らせします。

第10条（免責）

当社は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの障害、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力によりお客さまに生じた損害について、一切責任を負いません。

第11条（利用の終了）

1. 本サービスは、本証券口座にかかるお客さまとスマートプラス社との間の契約が有効である期間中、有効に存続します。
2. お客さまが本サービスの利用の終了を希望する場合は、スマートプラス社へ所定の方法によりお申出ください。

第12条（契約の解除）

お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合、当社はお客さまに事前に催告または通知することなく、お客さまによる本サービスの利用の全部または一部を終了もしくは停止します。

- (1) お客さまとスマートプラス社との間の本証券口座に関する契約またはそれに付帯関連する契約が終了した場合
- (2) お客さまによる本サービスの利用が適当でないと当社が合理的に判断した場合
- (3) 事実と反する情報の申告または登録があった場合
- (4) お客さまがセブン銀行口座を解約した場合

第13条（終了後の規定の存続等）

本サービスに関するお客さまと当社との契約が終了した場合においても、第2条第4項、第6条、第7条、第10条、本条、第14条、第16条、第17条、第18条の規定は当該終了後も引き続き効力を有するものとします。

します。

第 17 条（規定の変更）

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 18 条（準拠法および合意管轄）

1. 本規定等の準拠法は日本法とします。
2. 本規定等に関する訴訟については、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(2024 年 6 月 26 日制定)